

誓 約 書

申請者（届出者）は、群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例第8条第3号イからヨまでに該当しない者であることを誓約します。

●年 ●月 ●●日

群馬県知事 様

申請者（届出者） 株式会社〇〇
住所 群馬県〇〇市〇町〇〇番地〇
氏名 代表取締役 〇〇〇〇
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

(参考) 群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例第8条第3号

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として規則で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ニ 法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令のうち規則で定めるものの、この条例若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ホ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪又は暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ヘ 法第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは法第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第七条の四第一項第三号又は法第十四条の三の二第一項第三号（法第十四条の六において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者のうち当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
- ト 法第七条の四若しくは法第十四条の三の二（法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第七条の二第三項（法第十四条の二第三項及び法第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。チにおいて同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。チにおいて同じ。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）のうち当該届出の日から五年を経過しないもの
- チ トに規定する期間内に法第七条の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、トの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の規則で定める使用人であった者のうち当該届出の日から五年を経過しないもの
- リ 第十七条第二項の規定によりその事業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者
- ヌ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- ル 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号の暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（ヨにおいて「暴力団員等」という。）
- ヲ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。）がイからルまでのいずれかに該当するもの
- ワ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちイからルまでのいずれかに該当する者のあるもの
- カ 個人で規則で定める使用人のうちイからルまでのいずれかに該当する者があるもの
- ヨ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

イ： 規則で定める業務を適切に行うことができない者は、精神の機能の障害により、再生資源物屋外保管業を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないものとする。

チ、ワ、カ： 規則で定める使用人は、申請者の使用人であって、次に掲げるものの代表者であるものとする。

① 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

② 前号に掲げるもののほか、再生資源物屋外保管業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの